

議案第22号

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月16日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

建築基準法施行令の改正及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴い、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

葛飾区事務手数料条例（昭和33年葛飾区条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の50の2の項中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、同表50の3の項中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改め、同表50の14の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に改め、「建築物の容積率」の次に「又は各部分の高さ」を加え、「マンションの容積率」を「マンション又は要除却等認定マンションの更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さ」に改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。